

平成21年第3回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成21年5月27日 午後2時02分開会

1. 応招議員

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 河原井 大介 君 | 10番 | 杉 山 清 君 |
| 2番 | 関 誠一郎 君 | 11番 | 寺 田 和 郎 君 |
| 3番 | 寺 門 博 志 君 | 12番 | 三 村 由利子 君 |
| 4番 | 阿久津 則 男 君 | 13番 | 小松崎 三 夫 君 |
| 5番 | 桐 原 健 一 君 | 14番 | 鯉 渕 秀 雄 君 |
| 6番 | 飯 村 吉 伊 君 | 15番 | 根 本 正 典 君 |
| 7番 | 小 林 祥 宏 君 | 16番 | 阿久津 尚 一 君 |
| 8番 | 玉 川 台 俊 君 | 17番 | 小 坏 孝 君 |
| 9番 | 南 條 治 君 | 18番 | 小 林 宏 君 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 河原井 大介 君 | 11番 | 寺 田 和 郎 君 |
| 2番 | 関 誠一郎 君 | 13番 | 小松崎 三 夫 君 |
| 3番 | 寺 門 博 志 君 | 14番 | 鯉 渕 秀 雄 君 |
| 4番 | 阿久津 則 男 君 | 15番 | 根 本 正 典 君 |
| 5番 | 桐 原 健 一 君 | 16番 | 阿久津 尚 一 君 |
| 6番 | 飯 村 吉 伊 君 | 17番 | 小 坏 孝 君 |
| 8番 | 玉 川 台 俊 君 | 18番 | 小 林 宏 君 |
| 10番 | 杉 山 清 君 | | |

1. 欠席議員

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 7番 | 小 林 祥 宏 君 | 12番 | 三 村 由利子 君 |
| 9番 | 南 條 治 君 | | |

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 阿久津 藤 男

| | |
|-------------|-------|
| 副町長 | 赤津康明 |
| 総務課長 | 田上勤 |
| 企画財政課長 | 阿久津保巳 |
| 税務課長 | 山口充彦 |
| 町民課長 | 久保田殿司 |
| 保険課長 | 加倉井一史 |
| 健康福祉課長 | 加藤木賢 |
| 産業振興課長 | 田口喜一 |
| 都市建設課長 | 栗林俊一 |
| 下水道課長 | 高橋洋造 |
| 会計管理者（会計課長） | 川又重光 |
| 水道課長 | 松崎榮 |
| 農業委員会事務局長 | 阿久津道男 |
| 教育委員会事務局長 | 海野勝美 |

1. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 三村主 |
| 局長補佐 | 小林恵子 |
| 書記 | 川村英治 |

1. 議事日程

議事日程第1号

平成21年5月27日（水曜日）

午後 2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成20年度城里町一般会計補正予算第6号）
- 日程第4 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第5号）
- 日程第5 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）
- 日程第6 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号）

- 日程第7 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）
- 日程第8 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第9 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第10 承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第2号）
- 日程第11 承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成20年度城里町水道事業会計補正予算第4号）
- 日程第12 議案第37号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第38号 工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号
- 議案第37号
- 議案第38号

午後 2時02分開会

町民憲章唱和

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（鯉渚秀雄君） ご着席願います。
ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（鯉渚秀雄君） 平成21年第3回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会は、専決処分9件、条例改正、工事請負契約締結について審議するものです。

議事運営につきましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員の出欠

○議長（鯉渚秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告申し上げます。
欠席、7番小林祥宏君、9番南條 治君、12番三村由利子君。
出席議員数は15人です。

開会の宣告

○議長（鯉渚秀雄君） 定足数に達しておりますので、平成21年第3回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（鯉渚秀雄君） これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（鯉渚秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第116条の規定により

16番 阿久津 尚 一 君

17番 小 坏 孝 君

18番 小 林 宏 君

以上3君をご指名申し上げます。

会期の決定

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間限りといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付しました名簿のとおりであります。

なお、石原教育長は、公務出張のため欠席しております。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成21年第3回議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

本臨時議会は、昨年来からの経済不況に伴い、給与の官民格差是正のため、人事院の臨時調査に基づき、公務員の夏季一時金の支給割合を一次凍結するための給与条例の一部改正と下水道工事請負契約の締結、平成20年度予算の最終補正の承認をお願いするものであります。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさつといたしたいと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成20年度城里町一般会計補正予算第6号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第3、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成20年度城里町一般会計補正予算第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成21年第3回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明を申し上げます。

承認第3号 専決処分第3号平成20年度城里町一般会計補正予算第6号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,211万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,129万2,000円としたものでございます。

歳入では、町税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入を追加し、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、教育費を追加し、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費及び消防費を減額したものです。

また、繰越明許費の補正では、定額給付金給付事業の繰越額を変更したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第5号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第4、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第4号 専決処分第4号平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,645万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億666万3,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料、療養給付費等交付金を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、総務費、保険給付費及び保健事業費を減額したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,130

万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,737万2,000円としたものです。

歳入では、診療収入及び県支出金を追加し、繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第5、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第5号 専決処分第5号平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,395万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,091万円としたものです。

歳入では、諸収入を追加し、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金を減額したものです。

歳出では、医療諸費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第6、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第6号 専決処分第6号平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ50万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,397万7,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料を追加し、後期高齢者医療保険料を減額したものです。
歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加し、総務費を減額したものです。
慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第7、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第7号 専決処分第7号平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ352万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,862万3,000円としたものです。

歳入では、支払基金交付金を追加し、繰入金を減額したものです。

歳出では、基金積立金を追加し、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ529万3,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を減額したものです。

歳出では、サービス事業費及び諸支出金を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第8、承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第8号 専決処分第8号平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更なく、歳入の諸収入を追加し、繰入金を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第9、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第9号 専決処分第9号平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ275万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,772万4,000円としたものです。

歳入では、繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費及び公債費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第2号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第10、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第10号 専決処分第10号平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第2号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ211万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,427万5,000円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料を減額し、繰入金を追加したものです。

歳出では、総務費を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成20年度城里町水道事業会計補正予算第4号）

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第11、承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成20年度城里町水道事業会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 承認第11号 専決処分第11号平成20年度城里町水道事業会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。まず、収益的収入及び支出においては、収入支出の既決の予定額から、収入支出それぞれ2,332万2,000円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ6億5,036万8,000円としたものです。

収益的収入では、給水収益を減額したものです。

収益的支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費を減額したものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的支出の既決の予定額から、640万5,000円を減額し、支出予定額を8億1,704万4,000円としたものです。

資本的支出では、企業債償還金を減額したものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第37号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第12、議案第37号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第37号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第13、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第38号 工事請負契約の締結についてであります。21国補特環下第1号かつら水処理センター増設工事の契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（鯉淵秀雄君） それでは、議案の質疑に入ります。

初めに、承認第3号についての質疑を求めます。

8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 一般会計の補正ということですが、歳出で教育費が増額ということで、見てみますと、31ページの教育総務費、17節用地購入ということで5,943万7,000円が計上されておりますが、この目的、場所、それと、専決する処分の理由は何なのかということと、それから、34ページ、幼稚園管理費の中で156万6,000円、この時間外手当、なぜこの時期にこのような金額が出てきたのか。

ほとんどの場合は、減額で調整されているはずですし、そこそこの時間外手当は当初予算にもあったらと思うんですが、なぜ156万6,000円が時間外として計上されたのか。その詳細についてお伺いしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

○教育委員会事務局長（海野勝美君） 玉川議員さんにご答弁を申し上げたいと思います。

まず、公有財産購入費関係でございますが、これは土地開発基金から払い戻しをしたものでございます。場所につきましては桂中学校で、施設関係あるいは用地、これが5,189万4,340円、もう1つが、城里町運動公園テニスコートのところに個人名義の土地がございましたので、常北中学校の改築も含めて購入をしたものでございます。この金額が754万2,000円、合わせて5,943万6,340円となっております。

それから、常北幼稚園の時間外手当、これにつきましては、当初、嘱託職員をお願いし

ている夫から、違法な労働をさせているというようなお話がございました。そういう中で、その違法労働という内容をちょっとお話を申し上げますと、まず、勤務時間で8時間以上の労働をさせていると。さらには、免許を持っておられましたので、クラスの担任、こういうものをお願いをしておりましたし、そういう中で、時間外手当というものを払わないのはおかしいのではないのかと。労働基準法違反でもあり、訴訟というものも考えていきたいというようなお話がございました。管理者である園長先生でございますが、時間外をお願いをしたいというような命令はしてはいないと、自主的に勤務をしていただいたというふうなことでお聞きをしております。

そういうことから、弁護士さんをご相談をさせていただきました。その中で、要は、勤務体制に問題があるのではないのかと。さらには、客観的に職員が不足ということであれば対応をすべきではないのですかというお話もございました。要は、命令をしないで自主的に時間外勤務をしたとしても、結果的には黙示しているということだから、労働基準法どおり時間外手当は支払うべきなのではないのですかというようなことでございました。そういう中で、いろいろ検討をさせていただきまして、今回支給するために補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） なぜ専決なのかというのは。

○教育委員会事務局長（海野勝美君） なぜ専決処分にしたということかと思えますけれども、桂中学校関係につきましては、申しわけございませんが、企画財政課長のほうでご答弁させていただきまして、城里運動公園の土地開発基金の買い戻しでございまして、本年度土地開発基金を活用いたしまして、土地を買い、そして、3月では間に合わなかったものですから、今回買い戻しをするという補正をさせていただいたものでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 玉川議員さんのご質問にお答えいたします。

当時、桂中学校建設時代に、平成14年、15年度、2カ年において中学校建設用地を取得いたしました。これにつきましては、土地開発基金により購入をいたしております。今回の最終専決への理由でありますけれども、特別交付税等が予算以上に確保できましたので、基金を買い戻すことにより今回専決処分をさせていただいております。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 土地購入については新しく買ったわけではなくて、中学校と運動公園ということですね。それは了解しました。

それから、賃金の不払いだったということですが、局長の説明を聞いて、嘱託職員の件だということですが、聞くところによると、これは1年分なんですか、どのぐらいの期間をどのように算定した金額なのか、また、何名分なのか、その辺の詳細があ

りません。

それと、払うということになったということであれば、弁護士さんに相談した結果ということで、労働基準法ということでふれるのではないかという判断のもとで支払ったと考えていいものなのか。であれば、不法就労をさせていたということになってしまうのではないかなと思いますが、その辺の執行部としての責任というか、責任の所在はどこにあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

○教育委員会事務局長（海野勝美君） まず、人数でございますが、これは1名でございます。時間外勤務手当の請求権というのは2年でございますので、平成19年、平成20年、2カ年分でございます。

それから、責任問題といえますか、幼稚園は教育委員会の管轄でございますから、教育委員会の範疇でございます。管理は園長先生にお任せをしているという中ではございますが、教育委員会としても、管理監督といえますか、目が届かなかったというふうなことににつきましては、十分反省をしているところでございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

○教育委員会事務局長（海野勝美君） 支払いにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、弁護士さんと相談をした中で、やはり労働基準法に抵触するというのもございますし、同一労働、さらには同一賃金が基本でありますよというような指導もいただきまして、十分検討した結果でございまして、算出をしたものでございます。

なお、2カ年分と申し上げましたけれども、内容につきましては、平成19年度、これにつきましては95万7,562円、それから、平成20年度につきましては85万3,208円、これは100分の125と、一部100分の135というのが1時間ほどございますけれども、合わせたものでございます。これでいきますと181万円ぐらいになりますけれども、不足分だけを補正予算をとっておりますので、150万円がしというふうになるところでございます。

その算出方法でございますが、先ほど申し上げましたとおり、同一労働、同一賃金というようなことが原則ですと、そういう指導も受けておりますので、まず、クラスを担当しておりました3名の先生、当該者を除きまして、その方の1時間当たりの平均をとって、それで1日当たりの単価、そういう時間で算出をしたところでございます。そういう算出の方法で補正予算の金額を算出したものでございます。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 説明をお聞きしますと、請求権が2年間ということで、平成19年、平成20年分をお支払いになるという説明であります。その職員さんというのは、それ以前にも勤務はしていたのか、していなかったのか。していたとすれば、そのときも支払いをしていなかったんだろうと思いますが、それは支払わなくてもいいのか。また、道義的

に何らかの見舞金を払うべきではないかなということも考えられますが、その辺の双方での話し合いというものがあつたとすれば、どのように理解されているのか、それで、決着はつくものなのか、その辺ちょっと説明していただきたい。

○議長（鯉渕秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

○教育委員会事務局長（海野勝美君） それでは、ご答弁をさせていただきます。

実はお話があつてから、教育委員会のほうも、教育長、それから私と相手の方とお話をし、相手の方の要求といたしますか、その内容を整理し、このようにお答えをさせていただきます。

1つは、平成19年、20年の2カ年分の時間外というものを支払うために検討させていただきますよということ。それから、もう1つは、先ほど申し上げましたが、1時間当たりの単価は、クラスを担当している町の職員でございますが、3名の1時間当たりの平均単価、こういうもので積算をしますと。もう1点は、できるだけ早い時期で、議会にご審議をいただいておりますというふうなお話もさせていただきました。

さらには、勤務体制に問題がございましたので、本年4月1日からは、クラスを担当する職員（先生）、これが人事異動によりまして、1名増となっております。そういうことから、この嘱託職員の方については、クラス担任は今持たないということで運営をしているところでございます。

それで、何をしているかという、今特別支援といたしますか、そういう園児の方を見ているというふうなことでしているところでございます。

以上です。

〔「平成19年以前の話はどのようになっているのか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（海野勝美君） この方は聞くところによりますと、平成18年、平成19年、平成20年、3カ年同じようなことを働いていただいたというふうに聞いておりますし、教育委員会としまして、最大限努力をしましても2カ年ということがございますので、2カ年で進めさせていただきますと、相手の方も2カ年ということで了解をいただけるものというふうに考えております。

そういうことで進めていますよということも話をしておりますので、それ以後、クレームといたしますか、何も指摘がございませんので、この2カ年で納得をしていただけるものというふうに考えております。

○議長（鯉渕秀雄君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、承認第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第5号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第6号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第11号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。

10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 水処理センターについてお伺いします。

まず1点、工期、それと2点目、槽の数、それと面積、処理方法、3点目、施設等の設備、これに関しては改善改築等はあるのかどうか、4点目、工期中の進入路、これがどういふふうになっているか、以上4点お願いします。

○議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

○下水道課長（高橋洋造君） 10番杉山議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、工期でございますが、契約後から来年3月末でございます。処理施設の状況でございますけれども、処理槽につきましては、今回の工事につきましては、第3系統でございます、全部で8槽からなる処理槽でございます。処理槽の面積につきましては、約350平米でございます。

進入路につきましては、現在、下河原の野球場も兼ねておりますので、野球場付近からになります。あと、工事の出入りにつきましては、下坪の手子后神社方面と栗の団地入り口から両方出入り口ということで使いたいと考えております。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 施設等の改修改善、これがあるのかどうか。

○下水道課長（高橋洋造君） 失礼しました。

施設の改修改善はありません。増設工事のみでございます。

〔「処理方法は」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（高橋洋造君） 処理方法につきましては、接触酸化法ということになっております。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） 3番まではよくわかりました。

それで、4番、進入路についてなんです、今、栗地区のほうからと坪地区のほうから入るといふ形であります、これは坪側のほうには変電所がありまして、地下ケーブルが埋設されているわけです。それと、鷹匠橋のトン数が決められていると思いますが、この辺の指導はどういふふうになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

○下水道課長（高橋洋造君） まず、当然電気関係につきましては、トン数等があります。そういった関係で、そのトン数をオーバーするような場合には、栗のほうから入っていただくようなことになると思います。

橋につきましても、同じような考えでございます、水道と下水道が添架しておりますので、それらについても支障がないように行っていきたいと考えております。

○議長（鯉淵秀雄君） 10番杉山 清君。

○10番（杉山 清君） あと、進入路は町道の一昨年改修された運動公園のほうへの取り付け路ですか、ここに入るのか、私が考えるのには、河川の堤の上も進入路としてできるのではないかとと思うんですが、その辺はどうなっているか、考えにあるかどうかお聞きしたいと思いますが。

○議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

○下水道課長（高橋洋造君） 今回の工事場所につきましては、既設の管理棟の南側でございますので、もし堤防等が利用できれば、入り口の車どめ、あの辺の幅もありますので、その辺を十分確認しまして、支障がないように、今の現道を壊さないような方法でやっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ほかにございますか。

8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 入札結果を拝見しますと、2社が応募しているということですが、応札に要した期間、要するに、公募の期間はどのぐらいあってこの2社しかなかったのか。この不景気に当たって2社しかないというのも何ら不思議な気がします。多数あればもっと価格も下がったのではないかなということからして、その期間がどのぐらいあったのか。

それと、来年3月19日までが工期ということですが、何日間が数字はわかりませんが、この19日までというのがどういう根拠のもとで定められたのか。例えば150日を要するとか、300日を要するとか、その辺がどういう根拠だったのか。また、この工期というものが定まっていながら、なぜか守られていないケースがたくさんあります。それからして、工期が守られなかった場合のペナルティ等が契約に盛り込まれるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 玉川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

入札の期間については、資料を持参しておりませんので、後日お答えしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩といたします。

午後 2時52分休憩

午後 3時01分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 公告の期間について申し上げます。

公告の期間は5月1日から5月11日までの11日間を公告期間とし、見積もりの入札期間

を5月15日から5月20日までの6日間と設定して公告をしたものであります。

〔「まだある、ペナルティの問題」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（阿久津保巳君） 工事請負契約書の中で、第45条に支払い延滞というか、損害賠償が規定されておりますので、賠償することができると思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

○下水道課長（高橋洋造君） 工期でありますけれども、工期期間については、設計上の工事工程表による更新ごとによる期間を積算した合計日数となっております。そういうことで計算しております。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 公告期間が5月1日から11日ということでありましたけれども、この期間というのは、ほとんどゴールデンウィークでお休みの期間が多かったのではないかなど。なぜこういう期間に合わせて公告をしたのかなどいうのもちょっと疑問がありますし、6日間の見積もりでこれが出てしまうのかというのもちょっと短すぎるのではないかなどは思うんですけども。

それから、45条で賠償が規定されているということではありますが、私が聞いているのは、工事の工程的には3月19日まで必要だということで、きょうの臨時議会があるわけですが、19日までに完了しなかった場合はどのように責任を負わせるのかということで聞いております。この場合、賠償といっても商売しているわけではないし、稼動しなかったことに対してどのような損害額が計算できるのかというのもちょっと疑問がありますが、守らなかった場合は、例えば、次回同一の応札には指名を外すとか、そういう確固たるペナルティはないものなのかなどか、その辺の話を聞いているわけです。

町の請負工事を見ていまして、複数契約をしております。それで、どれかひっかかっているような感じがしております。ということは、抱えるだけ抱えてしまっって、後々行政に泣きついて工期の延長をお願いして、何となく町も認めているようなそういうところが多々あるように見受けられるので聞いているわけであって、賠償といたって、現実的な話はないだろうと。ただ、何らかの工期をしっかりと守っていただくようなペナルティは規定していないのかと、また、そういうことを規定する考えはないのかなど、そこを聞いているわけなので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 工期は守ることが前提として、遅延するということは前提と考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

○8番（玉川台俊君） 最初にお伺いしたその5月1日から11日までをなぜ公告の期間に定めたのか、その辺の理由と、余りにも休みが多かったからこの2社しか応募できなかったのかもしれないし、また、2社しか応募できないような設計であったのか、その辺はど

うなのか。設計の内容によっては、この2社がその技術を持っているのか、また別な技術でやればもっと応募があったかもしれない、そういうことが可能であったのか。そういうどういうことを見越して設計をしていただいたのかというのを、説明いただければしていただきたい。

○議長（鯉渕秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 公告及び入札の期間等についてでありますけれども、先ほど下水道課長が申しあげましたような日数を要する事業の円滑な運営のスケジュールの設定上、たまたまゴールデンウィークにかかったということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鯉渕秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

○下水道課長（高橋洋造君） 玉川さんの質問でございますけれども、設計の内容について説明させていただきます。

この特環下水道につきましては、桂地区で平成5年、6年でしたか、始まって来たわけですが、当初の計画につきましては、先ほど申しましたとおり、接触酸化法というふうなことで、茨城県ではやっていない方法を使っております。全国でもやっているところは少ない方式でやっている事業でございます。この施設の設計については、毛管浄化システム株式会社というところで特許を持ってやっている施設でございます。なかなかそれに対応している業者が少ないということで、今回関東全域ということでやったわけでございます。そういった中で、今回2社ということになりましたけれども、この辺については特殊な施設ということがありましたものですから、そういうことになりましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鯉渕秀雄君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（鯉渕秀雄君） これより討論に入ります。

承認第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第9号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第10号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第11号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（鯉渕秀雄君） これより採決に入ります。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（平成20年度城里町一般会計補正予算第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渕秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渕秀雄君） 次に、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第10号 専決処分第10号の承認を求めることについて（平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、承認第11号 専決処分第11号の承認を求めることについて（平成20年度城里町水道事業会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第37号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第38号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、今臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可します。
町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 臨時議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
本臨時議会にご提案いたしました議案2件、承認9件につきまして、慎重審議の上、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。
さて、ことし1年は日本、あるいは世界経済にとって厳しい年であると認識しておりますが、本日決定をいただきました議案を初め、限られた財政の中で住民福祉とまちづくりに邁進してまいりたいと考えておりますので、引き続き町政推進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。
最後になりますが、来月は第2回議会定例会を迎えることとなり、町政推進に必要な案件をご審議いただくこととなりますが、議員各位におかれましては、体調管理には十分注意し、城里町発展のためご尽力賜りますようお願いとご期待いたしまして、今臨時議会の閉会に当たってのごあいさつといたしたいと思っております。
大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 以上をもちまして、平成21年第3回城里町議会臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 3時20分閉会